

平成19年第2回(3月)みなかみ町議会定例会会議録第2号

平成19年3月8日(木曜日)

議事日程 第2号

平成19年3月8日(木曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (23人)

1番	前田善成君	2番	阿部賢一君
3番	林一彦君	4番	山田庄一君
5番	河合生博君	6番	林喜美雄君
7番	原澤良輝君	8番	穂苺清一君
9番	島崎栄一君	10番	高橋市郎君
11番	久保秀雄君	12番	小野章一君
13番	中村正君	14番	鈴木幸久君
15番	河合幸雄君	17番	森下直君
18番	根津公安君	19番	速水一浩君
20番	本多秀律君	21番	倉澤長男君
22番	阿部源三君	23番	傳田創司君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長	矢野義夫	議事係長	林和也
書記	深代和恵		

説明のため出席した者

町長	鈴木和雄君	助役	腰越孝夫君
収入役	大川浩一君	教育長	登坂義衛君
総務課長	櫛渕哲夫君	水上支所長	阿部正一君
新治支所長	石坂一美君	財政課長	木村一夫君
地域振興課長	林昭君	税務課長	林文博君
保健福祉課長	原澤和己君	環境課長	阿部正君
農政課長	阿部行雄君	観光商工課長	阿部一司君
建設課長	鈴木初夫君	都市計画課長	若桑一雄君
学校教育課長	小泉行夫君	上下水道課長	青山実君
生涯学習課長	宮下達男君		

開 議

午前10時開議

議長（傳田創司君） おはようございます。

ただ今の出席議員は、23名で定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。
これより本日の会議を開きます。

発言申し出

議長（傳田創司君） ここで昨日、前田善成君から議案第42号の質疑に対しての当局上下水道課長より答弁がございますので、これを許可いたします。

上下水道課長青山実君。

（上下水道課長 青山 実君登壇）

上下水道課長（青山 実君） 昨日の前田善成議員の水道事業会計に対する質疑については、即答できず申し訳ありませんでした。

回答させていただきます。19年度末で未収金が増加しているのは、3月末の月末口座振替のため、一時的に未収金として浄化するため、次年度の4月上旬には未収金としては減額となります。

また、未収金は一時的に増加しておりますが、一時借入金は増加しておらず、逆に水道料金改訂に伴い、19年度末に減額となっております。

今後も滞納整理を強化し未収金の回収に努め、一時借入金の早期返済を行いたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（傳田創司君） 本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第2号のとおり議事を進めます。

日程第1 一般質問

**通告順序第1 6番 林 喜美雄 1. うららの郷分譲販売の促進について
2. 農地作業受委託農家等の育成策について**

議長（傳田創司君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、9名の議員より通告がありましたので、順次、質問を許可いたしますが、質問に対するお願いを申し上げます。

「質問者は、許可を得た通告内容の範囲にて質問をすること」、また、「関連した事柄を答弁として求めないこと」、「当局は質問に対して、答弁はできる限り明瞭簡略に努めること」、以上、時間制限の有効利用のためにご協力をお願い申し上げます、ただ今より一般質問に入ります。

まず、6番林喜美雄君の質問を許可いたします。

（6番 林喜美雄君登壇）

6番（林喜美雄君） 議長の許可を頂きましたので、通告に従い一般質問を行います。

まず始めに、「うららの郷」分譲販売の促進についてであります。

人口の流出防止、また若者世代の定住促進等を目的として、当時の新治村土地開発公社により、羽場地区に面積4万㎡、75区画を造成し、平成12年6月より販売開始以来、

23区画を販売済みと聞いております。

残り52区画、販売率約30%であります。7年を経過しようとしておりますが、このままでは初期の目的を達し得ないわけです。

日本経済は、戦後最長の景気拡大を続けていると言われておりますが、大都市やその周辺のことであり、地方との格差は広がるばかりで、そのかけ声も虚しく響くものがあります。かつてのバブル時代も過ぎ去り、久しい話となっております。

そのような背景、近隣の地価の状況等を考察するとき、現在の坪単価では、やはり割高感は否めないのではないのでしょうか。

土地開発公社の職員体制を新たに整えて、役職員の宣伝営業活動等、懸命な努力をされております。

団塊の世代の大量退職が、すでに始まっております。その数700万人とも言われており、リタイヤされる、この世代の故郷回帰や田舎暮らしを希求される方々等に期待される場所でもあります。

しかし、願わくば、子供を持つ若い世代の人たちの入居が望まれるのではないのでしょうか。当町にとって、人口の減少は少しでも歯止めをかけ、若者の定住をより促進したいところでもあります。

そこで、端的に申し上げます。現在の分譲価格、坪平均単価、8万5千円を値下げし、魅力的な価格にして販売の促進を図る必要があると思いますが、町長の考え方をお伺いいたします。

2点目ですが、農地作業受委託農家等の育成策についてであります。

みなかみ町における農地面積は、田596ha、畑591ha、樹園地604ha、計1,791haと広大な面積を有しております。その他、耕作放棄地も相当あると推測されます。

近年、農業者の高齢化や後継者難は、既に周知のとおりであります。

かつては、養蚕業を中心に隆盛を極めてきた当地方であり、桑園がかなりの面積を占めておりましたが、その衰退後、その代替作物として、リンゴやサクランボといった果樹への転換推進を図り、一定の成果を収めています。観光農園としての成功例など評価される事例も多数あるわけです。

これらは、比較的若い労働力があつたり、力のある農家であったわけですが、他方、高齢化や後継者のいない農家にとっては、農地の保全ということが大きな課題であります。

そういったことから、近年、農地の作業委託や貸付けを希望する農家が増大しており、また潜在化しております。

そんな中、水田等において、委託作業等を積極的に行おうとする農家も現れております。

しかし、それらには多額な投資を必要とします。大型トラクター、コンバイン、乾燥機等々、設備を整え、またその後のメンテナンスなど、その経営には容易ならざるものがありますが、委託作業農家の人達を育てておく必要があるのではないのでしょうか。

昨年には、農作業代行を目的とした建設業者による受託組合が発足しております。

利根沼田JAが媒体となり、本年より、斡旋を始めることとなっております。

四方、山に囲まれている当町は、まさに中山間地域であり、今後農地の荒廃を防ぎ、その保全は景観上、また有害鳥獣対策上、地域全体の重要なテーマとなってきています。

受託農家、業者等の支援・育成に町としても積極的に関与していく必要があると思いますが、お考えをお尋ねいたします。

以上、2項目について、お尋ねして、私の一般質問といたします。

議長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 林喜美雄議員のご質問にお答えいたします。

まず最初に、うららの郷分譲販売の促進についてでございます。

「うららの郷」住宅地分譲は、平成12年6月に分譲を開始し、現在まで23区画が販売され、52区画が残っている状況であります。

販売された23区画の状況ですが、居住人口は75人で、旧新治村内からの移転が35人と半数を占め、旧水上町、旧月夜野町からの移転が21人、みなかみ町以外からの転入が19名で全体の25%となっております。

町民が町外へ転出しない定住化の促進、また町外からの転入という過疎化の防止に一定の効果は出ていますが、当初の見込みに反し、思うように販売されていない状況であります。

町といたしましても、うららの郷の分譲事業は、重要な事業と認識しておりますので、この状況を打開するため、今までは職員1名が兼務で行っていた事務を、本年度から専任職員2名を公社に派遣し、観光カリスマで幅広い人脈がある河合進氏に専任理事長に就任して頂き、販売促進に力を注ぐようお願いしてきたところであります。

公社も今年度は今までにない、新たな取り組みを実施していただきました。

その内容ですが、ホームページを作成し7月から開設、ヤフーのオーバーチュアを使用した広告、パンフレットのリニューアル、都内のマンションを対象にしたポスティング、さいたま市を中心にした新聞折り込み、読売新聞埼玉版への広告掲載、月刊誌「田舎暮らし」への広告掲載、東京都群馬県人会の機関誌「上毛クラブ」に広告掲載の他、各種イベントに参加して宣伝活動を行ってきたところであります。

また、「ふるさと回帰支援センター」への入会、ハウスメーカーを始め、JR東京本社、大成建設、アイチューポレーション等の企業を訪問し、営業を行ってきました。

特に富士通では、社長室経営戦略部長が当町の出身であり、快くご協力を頂くこととなりまして、さっそく富士通の労働組合にパンフレットの設置や、富士通傘下のニフティとの連携により、近々みなかみ町の観光情報と共に、「うららの郷」の情報も公開されることになりました。この他には、群馬銀行東京支店では都内5支店にパンフレットを置かせて頂き、近く埼玉南部の支店にも置くことになっております。

こうした営業活動の成果であります。ホームページへのアクセス件数は2月末までに10,794件を数え、このうち資料請求が24件あり、現在ハウスメーカーからの問い合わせ等、有力情報が4件あります。

営業活動以外では、市町村や民間の住宅分譲地の視察や、県住宅供給公社の現地での指導等、分譲地販売の研修も行ってきました。

その結果、宅地分譲は春と秋がトップシーズンであり、「夏や冬の需要は低いこと」、「うららの郷は区画が大きいこと」、「坪単価が高いと言われること」、「区割りの道路が南北であり東西の道路の方が良いこと」等が分かりました。

議員ご指摘の坪単価であります。沼田市の民間業者による下沼田の団地では坪9万円から、白沢町の団地では権利金315万円の温泉付きで坪12万円からとなっており、都市近郊の観点から見ますと、うららの郷は少し高いのかなという感じを持っております。

一方、埼玉県から現地を見に来られた方の話では、埼玉県内の都市から少し離れた所で

は坪5万円程度であり、観光地として見るならば、栃木県・那須や長野県・軽井沢の方が知名度も高く、この地でこの価格は手が出しづらいという意見もありました。

うららの郷の分譲とほぼ同時期に分譲を開始した旧子持村の浅田住宅団地では、坪当たり68,000～77,000円と、うららの郷より8,000～17,000円ほど、安い価格であり、既に39区画が完売されていると伺っております。

こう見ますと、うららの郷の販売価格は、割高と感じる人も多いように思います。

このため今後の対策としては、価格の見直しも視野に入れ、今年度一年間の会社の営業活動や研究を踏まえ、歩行者専用道路の設置を含めた区画の変更や温泉の活用、価格の見直しに要する資金の確保等を公社に検討して頂き、町としても対応していきたいと考えております。

公社の財政状況につきましては、6月議会に決算状況をご報告致しますが、「うららの郷」につきましては販売開始以来、町からの利子補給を受けることなく、他の事業収益等で賄ってきております。

現状の資金状況では、凡そ5年以内に完売しないと、町からの資金援助が必要となるということが推測をされております。

したがって、今までの営業の活動が、今春どの様な効果を生み出すかを見極めて、今後の対策を考えていきたいと思っております。

次に、農地作業、受委託農家等の育成についてであります。

農業の作業委託や農地を借り受ける、担い手農家を育ててはどうかとのご質問ですが、議員ご指摘のとおり、農業担い手の減少と、高齢化が進んだ今日、農地を借りて欲しいという人がいても、引き受け手がいなかったり、少なかったりで、耕作放棄地が増え、農地面積が減少しているのが現状であります。

みなかみ町のような中山間地域では、農地が点在しており、条件の良い優良農地が耕作放棄地になっても、一定の面積を確保できなければ、作業効率が悪いので、借り手が見つからない、また作業の部分委託も引き受け手がいないのが現状であります。

そこで18年度には、林議員もお話のとおり、新しい試みとして利根沼田の建設業者が、農作業の受託組合を設立されました。この取り組みは建設業者が公共事業の減少により、その余剰能力を活用して農作業を受託するものであります。

作業受託に当たり部分的な取り決めは、まだ整備されていないようですが、昨年の実績では2件の0.7haを受託されたと伺っております。この制度が浸透されれば、耕作放棄地の解消に大きな効果が出るものと期待しているところであります。

みなかみ町の農業は、リンゴ・サクランボの果樹栽培、トマト・花卉等の施設栽培、そして稲作、こんにゃく、畜産等の専業農家でありますので、点在する農地を受託することはなかなか難しいと思います。

したがって、それぞれの地域で集落営農等の話し合いを行い、効率的な農地集積ができる仕組みづくりをすることが大切であろうと考えております。

今、その方法の一環として、「中山間地域直接支払い制度」があります。

この制度を活用して、師地区では、既に地域の皆さんが耕作放棄地をなくす取り組みをし、助成金を活用して農業機械を購入し、作業受託を行っていると同様に伺っております。

また新しく始まる「農地・水・環境保全対策事業」は、用水路等の共同作業や、荒れ地を耕し、景観作り等をする集落に、国・県や町が補助金を出す事業もあります。

本町にとって、農業と観光は重要な産業であります。国では農政の改革に当たり、平成

19年度から21年度までの3年間を「集中改革期間」として、担い手の育成・確保に重点的に取り組むこととしております。

その中には、新たな発想の担い手支援策として、担い手の皆さんが農業用の機械・施設の導入等、従来ですと共同購入が原則でありましたが、個別経営でも補助対象となり、トラクター・コンバイン等の投資費用の一部を補助する「地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業」等の新規事業もありますので、今後はこの制度等も活用して農業の活性化を図り、育成にあたってまいりたいとこのように考えているところでございます。

以上2点について、答弁とさせていただきます。

議 長（傳田創司君） 6番林喜美雄君。
6 番（林喜美雄君） うららの郷の問題ですけれども、ご答弁いただきましたように、当局としても、今後の単価的な問題を視野に入れた対応をしていくというような認識でされているようでございます。

状況としては、やはり坪単価値下げの方向にならざるを得ないのかなというふうに思うわけでありまして。

特に、私の論点としては人口の減少ということが懸念されますし、これ以上減少しないような町にしていかななくてはならないというふうに思うわけですけれども、合併時に24,369人であった人口が、3月1日現在には23,836人で、533人の減少ということです。

ここ一年半で500人以上減っているわけでありまして、3年経つと1,000人以上、人口が減ってしまうというような状況であります。

特に若い世代の人の入居というものが望まれるのではないのでしょうか。

それには、働く場所の確保であったり、あるいは子供を持つ世代については、子育て支援等々が必要でしょうけれども、やはり住環境という意味からも、若い世代が手を出せるような、そしてこの町に留まっていたりいただけるようなためにも、値下げというのはしていただいた方が良いのではないかとこのことを再度、ご指摘をさせていただきます。

現在、掘削済みの温泉がありますが、この点について現状、温度や湯量、そして今後、どのように活用されるのか、お尋ねしたいと思います。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。
町 長（鈴木和雄君） 町村合併時から今日に至る間、人口減少のお話があったわけでありましてけれども、大変に残念なことでありまして。

住宅造成、分譲販売、さらには工業誘致等によって、何とか人口を減らさないようにということで取り組んできているわけでございますけれども、なかなか思うようにいかないという現実、大変に寂しく思うわけでありまして。

そういう中で、うららの郷の分譲につきましては、定住化の促進、それから町外からの転入ということをおきながら、取り組んできているわけでございますけれども、ある一定までは成果は出たものの、それ以上なかなか進展が見られない、そういう中で土地開発公社にありましては、新体制で大変にご苦労いただいております、何とか販売しようという意気込みが伝わってくるわけでありまして。

今日までのご苦労に感謝するとともに、この成果が一日も早く出ることを期待もいたしております。それに併せまして、やはり行政として、今林議員、ご指摘のとおり、近隣の市町村、さらには関係する地域等との比較をしてみて、やはり価格が高いだろうという話についてですね、ご指摘なのでありますけれども、先程も申し上げましたように、そうい

う点はあるのではないかなというふうに思っております。

この関係も、ほ場整備事業がらみで、あの地域に分譲したという経緯等がございます、道路関係等まで含めて販売単価に入っているという関係等もございまして、やはり当時とすれば、このくらいの金額でも良かったとは思いますが、やはり現在になりますと、見直す必要があるのだろうなという感じを持っております。

何とか付加価値をつけて、販売促進をしようということで、ご厚意を含める中で、温泉ボーリング等もした経緯があるわけでございますけれども、今後はこの温泉の活用等についても、より速く具体的な方向を示していきたいと考えております。

温泉の温度等の関係につきましては、担当課長の方から答弁致します。

議長（傳田創司君） 地域振興課長林昭君。

（地域振興課長 林 昭君登壇）

地域振興課長（林 昭君） 温泉の活用についてお答えいたします。

土地開発公社は、公有地拡大推進法に定められました業務しか実施することができないということです。

つまり公有地の先行取得ですとか、工業団地の造成事業、こういった事業に限定されております。このため温泉事業は公社で実施することはできませんので、町の温泉事業特別会計で実施して頂かなければならないということでございます。

現在の温泉の状況なのですが、泉温が大体35度で、汲み上げられる量は毎分70リットルで、一日当たり100トンほどの量になります。

温泉事業を実施する場合、配管や分譲状況から見まして、37区画にお湯を配湯するのが最も効率的ではないかと思われれます。

この場合、一区画当たり、一日最大2.7トン、一月当たり80トンまで配湯することが出来るわけでありまして。

猿ヶ京温泉の温泉事業の場合、一口が毎分5リットルで月40トンということになっておりまして、一般家庭で見ますと、これくらいで十分ではないかということがございますので、一月当たり80トンは、一般家庭では使わないのではないかというふうに思っております。

温度が35度でありますので、加熱が必要であります、加熱につきましては、個々の家庭で加熱していただく方法と、加熱したお湯を配湯する方法の二つの方法があるかと思われれます。

この温泉事業を行う場合、施設整備をするわけですが、東京にあります中央温泉研究所に、道路を壊さずに分譲地を主に配管をする方法で試算をして頂いたところ、約6千万円程かかるのではないかとございまして。

また、毎月の経費が、揚湯ポンプ、汲み上げるポンプですね、それから送り出す送湯ポンプの電気料、その他で管理人賃金等がかかるわけなのですが、電気料も他の施設を参考にしますと、月20万円はかかるのではないかと予想されます。

また管理人賃金が、20万円近くかかるのではないかと思いますので、少なくとも40万円くらいは毎月の経費としてかかってしまうのではないかとと思われれます。

猿ヶ京温泉の場合は、一件当たりの使用料が、40トンで毎月12,000円くらいということでありますので、37区画にお湯を配湯いたしますと、44万円程になりますので、何とか運営できるのではないかとと思われれます。

またこれにつきましては、一件当たり受湯権利料を戴くのがほとんどでありまして、白

沢町の分譲団地の権利料、また猿ヶ京温泉の権利料も、一口300万円でございます。

ただこの価格設定が適正かどうか、この辺については細部の検討をしないといけないのではないかと考えてございます。

そうしたことから温泉事業特別会計で公営企業債等の活用ができるのかどうかの検討も含めまして、今後これらの方針を定める中で実施していきたいと考えております。

以上でございます。

議 長（傳田創司君） 6番林喜美雄君。

6 番（林喜美雄君） 受託農家の育成策の問題でありますけれども、現実には受託農家については大型トラクターやコンバイン、乾燥機等々、数百万円程度の機械を何台も揃えて、しかもそういった機械のメンテナンスにも相当な資金的に、要するにお金がかかるわけです。

そういう中で、農地の請負作業等については、価格設定がかなり農家のために低い状況になっているわけです。その経営というものが、非常に難儀をされているというような話を聞いております。

しかしながら、この広大な農地を今後、荒廃を防ぐ上からも、そういった方々をやはりどうしても各地区に何人かの人に請け負っていただくようなことが大きなテーマになってくるのだというふうに、私は認識しているわけですが、あまり危機感を持っていないようですけれども、実際は、喫緊の問題になってきているというふうに考えております。

その点について、町でももう少し、援助育成の手を差し伸べるべきではないかと考えます。

受託農家の人たちの経営が何とかならないと、やはり維持できないわけでありまして、その点について、もう少し具体的な町の姿勢を見せてもらいたいということと、それから先程話の中にもありますが、上毛新聞3月4日付に、建設業者の受託組合の話がありました。

この問題で、料金設定について、JAと受託者との間で若干の料金的ズレがありますので、その辺の町政をやはり行政の方でもらった方が良いのではないかと考えております。

JAと受託者が困惑している現状状況であります。

特に各市町村で、農業委員会が開示している標準料金というのがありますが、当町においては、まだ正式なものがないということですので、その辺についてもお伺いし、受託農家への援助をして頂きたいということをお聞きして、私の質問を終わりたいと思います。

議 長（傳田創司君） 農政課長阿部行雄君。

（農政課長 阿部行雄君登壇）

農政課長（阿部行雄君） 受託農家の委託作業について、お答えいたします。

国では認定農業者、集落への二本立てで、「国際社会に対応できる農家を育成する」という方針で、平成19年よりスタートということをお伺いしております。

認定農業者については4ha、集落営農については20haというのが対象だということです。みなかみ町のような中山間地域では、土地利用型には無理があるということでございます。

しかしながら、ご指摘のとおり、このままでは益々耕作放棄地が出る可能性がございます。現在、高齢農家と言われているのは、専業・一種兼業の農家合わせて144人おります。

これは専業・一種兼業の人たちを見ますと、全体の39.6%と非常に高い率を占めております。

また現在、267haの不耕作地がございます。これは全体面積の14.7%というふうに高くなっております。

20haの集落営農ではなくても、小規模でも集落営農が出来るようなシステムを構築していく必要があると思っております。

現在、41地区で中山間地域ということで、共同作業に取り組んでおります。

また新しく始まる、農地・水・環境保全ですか、これについても6箇所ほど、当町でも名乗りを上げております。これらの方々が、集落営農に結びつくような形にしていったらどうかというふうに思っております。

これらについても、農家の方々と話を進めていきたいというふうに思っております。

それから先程出ました中核農家、作業を受けるにしても機械が整わないと仕事にならないということがございます。

当然、機械を買うとコストが嵩み、元も取れない可能性も出てくるということで、中核農家でも二の足を踏むということがあろうかと思えます。これらについては新制度を活用したりして、課題の解決に進んでいきたいと思っております。

ただ、新しく平成19年度に始まるということで、具体的方策は分からないのですが、例えば3,500万円で買えば、その3分の1程度を、これは個人であっても助成してくれるような制度ということでもあります。

ただ、この助成は要件的には、認定農業者4haとか、この辺が関わってくるのかと思われませんが、転作など、割り当ての稲作等についてはきちんと国の制度を守るとか、そういう足かせ等も出てくる場合があるということですが、これらを研究して取り組んでいきたいと思っております。

また農家は昔から、自分の農地は、自分で守るんだということで、小さい時からそういう精神を植え付けられてきております。

ですからある程度、年配に行って、動けなくなれば別ですが、動く範囲は俺の土地は俺だよというようなことなので、どうしても点在農地ということになって、非常に耕作していくのに難しい面が出てくると思いますが、集落営農ですか、そういうことでJA、農家ともに取り組んでいかないと上手くいかないのかなというふうに思っております。

地球の温暖化が進むということで、天候不順が続き、食糧不足ということが起きても、みなかみ町の住民と来町してくれたお客は、何ら不自由なく暮らしていけるというようなシステム作りも必要かなと思っております。

また、コンバイン等の関係で確かに今回出た建設業者と各地域の値段設定ですか、この差があるというようなことです。

みなかみ町におきましては、旧とかと言うと語弊があるかもしれませんが、旧新治地区の農業委員会で料金を設定していたということで、月夜野地区、水上地区においては料金制度はないということでもあります。

ですから、請負作業のそれぞれ個別の料金設定は、旧新治地区が設定していたということでもあります。大体、機械共同利用組合という建設業会が打ち出した金額と、旧新治地区の金額に多少の差はありますが、この辺の調整については町も一緒になって、摺り合わせをしていきたいと思っております。

議 長 (傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

町 長 (鈴木和雄君) ただ今、担当課長から詳細説明がりましたが、議員ご指摘のとおり、やはり受託農家等の育成策については、大変大事なことであろうと思えます。

みなかみ町は観光と農業の町でありますから、その両輪が上手く回って行きませんと、この町づくりはできないというふうに思います。

しかし、農業関係にありましては高齢化等が進み、このような今の現実があるわけありますので、これらの農地を上手く借り受けてですね、それが上手く採算が合い、そして農業振興が図れるような体制づくりは、やはり急務であろうというふうに思います。

すでにJAにおきましても、JAが介在をして建設業協会等も組織を作って取り組み始めたという大変に明るいニュースもあります。

さらには、林議員の言われている中には、そういう農業者が農業法人を作られて、すでに取り組みをしていること等もあるのではなかろうかというふうにも理解するわけでございまして、これら取り組みをしている法人、組織等の皆さん方とも、これから協議をしながら、これからの農業振興ということを念頭におきながら、ご指摘の点について、前向きに取り組みでいきたいと思った次第であります。

ぜひ議会におきましても、特段のご理解とご協力をこの機会にお願い申し上げる次第であります。よろしくをお願いします。

議長（傳田創司君） これにて、6番林喜美雄君の質問を終わります。

通告順序第2 9番 島崎 栄一 小学校統合について

議長（傳田創司君） 次に、9番島崎栄一君の質問を許可いたします。

（9番 島崎栄一君登壇）

9番（島崎栄一君） 通告に従い一般質問したいと思います。

現在、統合それから閉校の準備が進められている須川小学校は、120人ほどの児童がいます。この児童数は多過ぎず、少な過ぎず、ちょうど良い規模です。

利根沼田の小学校の規模としては、ごくごく普通のもので、利根郡では中くらいです。

校舎は新しく、耐震強度がOKであり、切妻屋根で須川平のたくみの里にマッチしたデザインです。体育館も造ったばかりで新品です。校庭は広く、日当たりも良く、大変に環境の良い小学校で、余計な費用をかけることなく運営することができます。

学区の住民も父兄も子供たちも、この須川小学校が存続してくれることを望んでいます。

この須川小学校を維持するために、みなかみ町として、年間650万円ほどの費用が、経費がかかっているわけですが、もし統合してスクールバスで児童を運ぶとなると、今の維持費よりも多くの費用がかかってしまうと思います。

120人のうち、20人が今でも入須川からスクールバスです。あと100名ですね、この100名を新巻まで運ぶには最低2台のスクールバスが必要となり、購入に2千万円、バスの維持費が一台当たり年間200万円で、2台で400万円、運転手を3人として人件費が1千万円、合計3,400万円ほどの経費が、大きな金がかかると思います。

年間650万円の出費で済んでいる須川小学校をわざわざ住民の意に反して統合して、3,400万円もの費用をかける、3千万円も余計に費用をかけるというのは無駄なことではないかと思えます。

今のみなかみ町にとって、3千万円は大金です。みんなが望んでいる敬老バスカードは300万円あれば出来ます。

無理に須川小学校を統合することを一時中断し、その分、浮いた費用で敬老バスカードを復活させれば、どれほど町民が喜ぶことか、町政が町民のために行われているという基

本に立ち返れば、須川小学校の統合を見直すことは、ごくごく当たり前のことです。

猿ヶ京小学校についても、もっと慎重に経費のことなども含めて検討し直すことが必要ではないかと思えます。以上、町はどう考えているか、返事を下さい。

議 長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長(鈴木和雄君) お答えいたします。

島崎議員のご質問は、小学校統合は財政的メリットがないという内容でのご質問であり、さらにはその内容において、統合小学校との対比の問題点等々のお話がありました。

そこで新治統合小学校建設については、現在、順調に進んでおります。

統合すると、スクールバスの経費は、須川小学校の維持費より高くなるのご質問ですが、現在の須川小学校の維持費とスクールバス経費と、統合後の須川小学校分の維持費とスクールバス経費を比較しますと、経費は削減をされます。

そこで、次の条件で、現時点での数値を基に詳細を申し上げてみたいと思えます。

一つ目には、統合小学校の運営予算を1,500万円と想定します。

二つ目として、統合後のバスの台数は8台を想定します。

三点目として、児童相当数は来年度であります。

四点目として、年間バス経費及び人件費等は、現在の実績に基づき積算をします。

この四点の条件を基にして、現時点での数値を基に比較をしてみたいとこのように思えます。

まず、須川小学校の経費との比較であります。

現在、須川小学校の児童数については116人であり、その内スクールバスを利用している児童は21人です。

このスクールバスは入須川方面から運行されているものであり、スクールバスの18年度経費としては約340万円が支出される見込みであります。また、須川小学校関係の全体経費としては、小学校予算の670万円と合わせまして、年間約1,010万円の支出となります。

そこで、統合されるとスクーバスの路線が増えて、現在の須川小学校運営費をスクールバス経費が上回るのご質問ですが、統合小学校開校時の小中学校の児童・生徒の通学は、朝だけは一緒に通学することを基本と考えて、統合後の想定される路線としては、現在、運行されている入須川方面45人のほかに、笠原方面44人、湯宿方面16人からの2路線を追加したいと考えており、須川学区内でのバス路線は3路線を想定しております。

バス運行経費は、現在支出している費用を基に試算しますと、3路線の人件費を含める管理費が、約690万円見込まれます。

したがって、須川小学校のスクールバスを含める年間経費は1,010万円ありますから、比較しますと320万円位の減額ということになります。

次に、猿ヶ京小学校の経費との比較であります。

現在、猿ヶ京小学校の児童数については77人であり、その内スクールバスを利用している児童は22人です。

このスクールバスは永井方面、赤谷方面、工貫方面からの3路線が運行されているものであり、スクールバスの経費は約1,890万円が支出される見込みであります。

また、猿ヶ京小学校関係の全体経費としては、小学校予算の620万円と合わせて、年

間約2,510万円の支出となります。

統合した場合のスクールバス路線としては、現在の路線数と変わりはなく、小中学校の児童生徒を朝だけ同時に通学することを基本として、永井方面45人、工貫方面38人、赤谷方面44人の現行と同じ3路線が想定されます。

バス運行経費は、現在のスクールバス経費を基に試算しますと、3路線の人件費を含める管理費が約1,390万円見込まれます。

したがって、猿ヶ京小学校のスクールバス経費含める年間経費は2,510万円ですから、比較しますと1,120万円位の減額となります。

次に、新巻小学校の経費との比較であります。

現在、新巻小学校の児童数については200人であり、その内スクールバスを利用している児童は2名であります。

このスクールバスは幼稚園児と兼用の大峰・堤方面からの1路線が運行されているものであり、スクールバスの経費としては約140万円が支出される見込みであります。

また、新巻小学校関係の全体経費としては、小学校予算の1,070万円と合わせて、年間約1,210万円の支出となります。

統合した場合のスクールバス路線としては、小中学校の児童生徒を朝だけ同時に通学することを基本として、現在の大峰・堤方面3人の他に、師田・羽場方面39人の2路線が想定されます。

運行経費については、現在のスクールバス経費を基に試算しますと、2路線でかかる経費としては、人件費を合わせて管理費約430万円が見込まれます。

したがって、現在の新巻小学校関係のスクールバス経費140万円に対しては、経費比較においては、290万円ほどの増額になることが想定されます。

しかし、今まで念願でありました羽場・師田両地区からの児童生徒達の安全性が確保できることとなります。

また、新巻小学校年間予算1,070万円と比較すると、統合小学校予算はその約1.5倍を見て1,500万円となります。予算は430万円ほど増額しますが、その分に須川小学校670万円、猿ヶ京小学校620万円の計1,290万円が減額となります。

全体的な経費を比較してみます。

スクールバス6台分の経費2,370万円に対して、統合後の8台分の経費は2,510万円が想定されます。

学校予算は、現在の3小学校で2,360万円に対し、統合小学校の予算は1,500万円と想定しています。

全体のスクールバス経費と学校予算の4,730万円に対し、統合後の全体経費積算では4,010万円となり、720万円の減額が想定されます。

スクールバスの運営は単年度事業ではなく、継続して新治管内の幼稚園・小学校・中学校は勿論のこと、本町全体の運行を視野に入れた事業であり、今後、施設統合等が進めば、益々、経費削減につながるものと考えております。以上で答弁とします。

議 長（傳田創司君） 9番島崎栄一君。

9 番（島崎栄一君） 須川のですね、須川小学校の統合後は3路線と、入須川、それから笠原方面、湯宿ということで3路線と、朝だけは小中学生一緒ということで伺いました。

須川小学校の須川学区のスクールバスについては、経費は690万円というふうな返答ですけども、スクールバスですね、1台を年間動かすにはですね、保険料、それから車検

外燃料費等ありまして、大体200万円くらいだと思います。3台で600万円。

運転手なんですけども、小学校はですね、中学校と違まして、下校時間がバラバラです。低学年は早く、中学年はその後、それから放課後遅くまで活動する児童もいるということで、3往復はしなくちゃならないんじゃないかなということで、結構人手も食うと思います。

ですから、もし3路線を維持するとしたらですね、運転手は3人では足りなくなって、夏休みのプールのこととか、そういう活動のことも含めてですね、考えれば、4名は運転手を確保しなければいけないのではないかと思います。

そうすると、経費ですね、車検代や燃料などの、それ1台当たり200万円として600万円、それから4人の人件費一人350万円として、1,200、1,400万円、合わせて2千万円かかるのではないかと。

ですから、現在スクールバスにすれば690万円で済むというふうな返答でしたけども、人件費のことまできちんと考えれば、須川学区のスクールバスの経費は3路線だとすればですね、年間2千万円ぐらいかかるのではないかと。

ですから今、650万円で済んでいます。入須川のスクールバスの340万円も含めれば1千万円なんですけども、須川小ということでは650万円で済んでいるわけですから、入須川の340万円も含めて1千万円だとして考えても、これから新たにですね、今まで歩いていた児童をスクールバスにすることによって、やはりですね、高くなってしまわないか、2千万円ぐらいになるんじゃないかと、人件費のことを考えればそうなるのではないかと思います。

もう少しですね、この経費のことをきちんと詰めれば、やはり統合しない方がやはり経費的には安くつくのではないかなあと思います。

さらにですね、もう一つあるんですけども、現在地方交付税制度ということで42億円、町が国からもらっていますけども、今はですね、新型交付税ということで、人口と面積で割り振ろうじゃないかという話も始まっていますけども、まだそれはですね、一部ですね、地方交付税として一部です。大部分はですね、まだ以前と同じような積算でやられていると思います。

以前の地方交付税でしたら、小学校が何校あるか、クラスが何クラスあるか、義務教育のための施設は国がですね、結構保障してまして、ちゃんと地方交付税で換算してくれます。

ですから今650万円、入須川のスクールバスも含めて1千万円かかっている須川小学校があることによってですね、地方交付税がですね、まあ300万か、400万ぐらいは割り振られているのではないかと。

これをもし統合した場合はですね、その積算に今度載らなくなると思います。

スクールバスが掛かるからということで、地方交付税に加算はされないのではないかと思います。そうすればその300万から400万の地方交付税が減ってしまうというのも財政上はマイナスではないかと思います。

さらにもう一つ経費のことを考えますと、須川小学校はですね、使わなくてですね、空けてですね、幽霊屋敷にするわけにはいかないんじゃないかと、空き家にしてですね、ほっとくというわけにはいかないと思います。

その前にですね、この須川小学校をですね、新たな何らかの施設、何らかの物として利用しようとした場合、それを改築の費用、それからその新たに開かれた施設、まあのよ

うな施設になるか、老人福祉のためのものになるか、環境のためのものになるか、それから幼稚園や保育園に利用するか分かりませんが、そのための改装費用やそれから年間費用もですね、やはり何百万ということがかかると思いますので、経費削減効果は、やはり無いのではないかと思います。

3つの施設があつてですね、それを1つにする、2つはもう解体して、無くして、更地にして無くなるということでしたら、本当に一つ分の経費ということになるかもしれませんが、小学校3校あるものを小学校は一つにするけども、別の2つは違う施設でやりますということであれば、結局財政再建には結びつかないのではないかと、その辺のことを経費まで含めればですね、小学校統合することによって、経費削減には結びつかないのではないかと、この辺をですね、もう少し厳密に検討した方がいいと思います。

町はですね、一円でも、十円でもですね、今欲しい、そのぐらいの財政状況です。

今年度の予算も町の土地を1億売ってですね、立てています。ですけども来年度はもうその売る土地はなくなるわけです。

ですから、そのスクールバス、この今町長の返答の中には維持管理費ということで690万ということでしたけども、新たにスクールバスを買うとなればですね、その購入費1千万円、2千万円、1,300万円で買える内、300万円は補助金は来るけども、1千万円は町が出さなくてはいけない、そのスクールバスを買わなくちゃいけないという経費を、出費をですね、2年でも3年でも先に延ばせるものならば、その分、町の予算組が楽になるのではないかと思います。

もう一度ですね、返答をお願いします。

議長(傳田創司君) 学校教育課長小泉行夫君。

(学校教育課長 小泉行夫君登壇)

学校教育課長(小泉行夫君) 経費の質問について、お答えいたします。

スクールバスの経費、先程町長の方から説明があつたわけですけども、スクールバス経費については、台数が現在、新治地区では6台運行しております。

大型が5台、残り1台が10人乗りという小さいバスなのですが、2台を追加という予定でいるわけですが、経費が嵩むのではないかとのお話ですが、バスの購入では県の補助金が若干もらえるという申請をしております。2台購入予定ということであります。

残りの分は特例債の利用も可能ということですので、特例債を利用していけたらと思っております。

それと須川小学校のことを言われているのかと思いますけれども、スクールバスは幼・小・中の学校で利用しております。スクールバスの運行では、登校では小中一緒のスクールバス乗車ということです。

それで町内を先程、町長が言われたとおりの数値で運行するわけですけども、小中3回を運行しております。下校の方は、幼稚園が先で、小学校が早帰り・遅帰り高学年と2回と中学校の計4回の下校の運行を計画しており、バスを2台を追加して、8台で運行する予定であります。

現在人件費の話も出ましたけれども、運転手さん4名を予定しております。

4名で、8台のバスを運行する予定であります。

時間差で、幼稚園は何人乗りで行くと、中学生は大型で行くというような状況で、運転手4人の運行で行ければと思っております。

統合して、これから運行についての協議をしていく中で、若干の嘱託員なり、臨時職員

の運転手さんも一人採りたいという計画ではおります。今後は運行については協議を進め、学校関係の方と相談をしていきたいと思っております。

新治支所でスクールバスの状況等について、乗られる子供たちの地域別の数値も調べて、先程町長から答弁のあったとおりの数値で足し上げて経費等の積算をしております。

以上です。

議 長 (傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

町 長 (鈴木和雄君) 島崎議員の質問は、今ここに来て、統合論議をしているわけですね。

統合を止めろということですね。ここでもし止めてしまったらどうなるのですか。

もうきちんとした建設に当たりましては、契約まで結んで、発注もして、現在着工しております、順調に進んでおります。

それをもし、今島崎議員が言われたことを私が受けたとしたら、じゃあどうなるのでしょうか。最小の経費で最大の効果のお話がありましたけれども、莫大な損失が、ここに生まれるのではないですか。

それとともに、この問題については、一つ一つステップを踏みながら、ここまで来たとは私は認識しております。

旧新治村の教育委員会に諮問して答申があり、議会で審議をいただき、町民からも請願があり、その請願に対して議会としても結論を出してくれました。

そして、新しいみなかみ町になりましてからも、予算関係等についても、請願等についても、統合に対して進めようという結論を出してくれました。それに沿って今があるわけです。

したがって、この決められたことを最小の経費で最大の効果が上がるように、今私は行っている真最中であります。

計画どおり、これを実現して、今年の12月までには校舎、体育館を完成させて、来年の4月からは統合小学校として、しっかりとスタートできるように、私はやっていこうと、私に責任があるわけですから、それをしっかりとやっていきたいと考えております。

それから須川小学校の施設跡地の統合後の活用問題のお話がありましたが、この問題についてはもう十分議論されたのではないですか。

統合後の施設利用については、幼児教育の幼稚園、保育園等の施設にするということで、これはもうそういう方向を前々から示しておりましたよね。

それと同時に、これに対しての改修費等についても3~4千万円かかるというお話もしてありましたよね。

これは特例債活用が出来ますということまで、きちんと前々から言っていると思うのですが、ここ数年間の中で、この問題はいろいろと議論されてきましたが、その経過を今一度振り返ってもらいたいと思います。

島崎議員が言われるように、小学校を統合しないで、耐震補強等していった場合には、どのくらいお金がかかるかの話までしましたよね。

今ここに数値は持ち合わせておりませんが、小学校統合すれば15億円かかる、統合しなかった場合はいくらかかると、それに対して一般財源が統合の場合はいくらでと、そういうことを細かに提示をして、皆さんにご判断をいただいたという経緯があるわけです。

ぜひ、そういう数値を今一度良く見ていただいて、そして民主主義のルールに従ってここまで進んできた小学校ですから、その経過を良くご判断いただいて、これからの学校間

題等についての児童生徒のためにどのようにしていくべきか、また町のためにどのようにしていくべきか、お考えをいただけたらと思います。

議 長（傳田創司君） 9番島崎栄一君。

9 番（島崎栄一君） もう着工しているということが、まず一つありましたけども、新巻小についてはですね、大体、築30年ぐらい経っていました。

私も新治の村議としてですね、校舎の中を見ましたけども、その当時、床も剥げて、壁も剥がれ、トイレも古く、これは最低、大規模改修が必要だなと、何かしらの費用をかけてやらないと子供は可哀想だなという状態でした。

ですから立て替えということで今着工になってますので、新巻学区の子供のためにもですね、早急にですね、素晴らしい校舎が早く完成することを願っています。

ですから着工したということ、これで良いものが出来るということについては、悪いとは思っていません。

ただ、その後に須川小学校と猿ヶ京小学校について、立て替えは工事は工事ですけども、統合するのはどうなのかなという疑問があったわけです。

町長の返答では、統合すると4,730万円だった経費が4,010万円となり720万円浮くんじゃないかということでしたけども、今の返答にあったように、須川小学校が統合した後に、幼児施設とすれば3千万から4千万の改装費がかかるということです。

ですから、それも合わせれば8千万円、今4,370万円で済んでいるものが、改装費まで含めれば8千万円ということです。

新治の保育園についてはですね、つい最近、去年、一昨年ぐらいですかね、5千万円程かけてですね、坂下から須川小の前の元幼稚園に移ったばかりです。5千万円ほど経費をかけて移転しています。庭も整備し、校舎も作りですね、やっています。

それから新巻にあるですね、幼稚園も足りない部分はプレハブを付け足し、やっていますので、幼児施設としてはですね、今のところですね、やっているということで、新たに3千万、4千万円かけて、須川小学校を改装するっていうのは、そう焦らずに、焦る必要はないんじゃないかなと思います。

それからですね、この統合を中止しろとまでは言いません。

様子を見て欲しいと、5年間ぐらいですね、先に延ばして、様子を見ていただきたいと。

なぜかと言いますと、新治の統合小学校については少子化と。

将来、少子化が進むと、子供が減るから、このままでは1クラスが5人や6人になって困るんじゃないかということで進められてきました。

ですから、今のこの出生の数字を見ても、確かに減っています。減るということは児童数が少なくなるということですから、その児童を乗せるスクールバスの台数も少なくて済むんじゃないかと。

例えば、来年度の児童数に合わせて新しくバスを代えるよりは、5年後に延ばしてですね、その少なくなった児童数に合わせてバスを購入するならば、余計な経費をかけなくて済むんじゃないかと、そう思うわけです。

だから、延ばすことによって、経費削減に結びつくというのは、そういう意味でなんです。スクールバスを買わずに済むんじゃないかと。

今買ってですね、人を雇って、5年後に児童数が減ったからバスが要らなくなったというのでは無駄な出費になってしまう。その1台でも買わずに済むということは1千万円、この金額大変大きいものです。

現在、町はですね、職員の退職ということまでして、お金をひねり出しているわけですから、1千万円でもですね、安く済むならば、その方が良いでしょう。

今、町長の返答では、須川小の改装費3千、4千万円プラス統合経費4千万円、8千万円、それに対して、今現在4,370万円ですから、町長の返事でも改装のことまで含まれば、安くなるわけですから、先へ延ばせば延ばすほど財政は楽なのではないかと思いません。

議 長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

町 長(鈴木和雄君) 島崎議員の質問は、滅茶苦茶になってきたのではないですかね。

スクールバスの問題でしたよね、スクールバスの問題から始まって、統合小学校に反対の議論をして、そこでいろいろと話を聞いていくと、統合小学校の建設は良いのだということで、要するに5年ぐらい経ってから、須川・猿ヶ京小学校を統合しろというような話ですね。

さらにはまた須川小学校を改修して、それを保育園・幼稚園施設にするということについては、これは新治時代からの父兄の皆さん方と話し合いに話し合いを重ねて、詰めてきたことなのです。このことについては当時、きちんと議会に報告してありますよ。

その問題と、スクールバスの問題をごっちゃにしまったら、議論が全然かみ合いませんし、だとするならば、全体で議論しなかったら、なかなか一つの方向が出ませんよね。

要するに、この部分だけを捉えていくらだからと、全体論も言いながら、スクールバス関係については1千万円が儲かるとか、儲からないとかという話をしていますけれども、この学校問題に関しては平成11年から取り組んできている問題です。先程も経過はお話ししたとおりです。

それで耐震補強していった場合には一般財源が5億円近くかかりますよというところから始まったのではないですか。そういう問題を総て情報を出して、その中で建設委員会等で協議をして、そして一步一步ここまで進んできたのではないですか、ここまで来たのではないのですか。

今回も統合小学校については15億円余かかります。

そういう中で、国の関係が3,400万円ぐらい、群馬県は170万円ぐらい、合併特例債が10億7千万円余活用でき、そして基金としては当時2億5千万円を考えていたけれども、9,300万円ぐらいで済むだろうと、そして一般財源が141万円ということで、今事業が進んでいるわけですよ。

なぜこういうことが出来るかということは、町村合併をして合併特例債が使えるから、町としての大きな財源を出さなくても、統合小学校ができるということで現在進んでいるわけです。その小学校を作りました、5年間は統合しませんでしたとなってしまうたら、これはどうなってしまうと思いませんか。そのような実態は許されないでしょう、島崎議員が言っているようなことは許されないでしょう。

島崎議員が言っていることは、そういうことをしろと言っているんですよね、私はそういうことは出来ません、これは。もの凄く、町の信用も落としますし、もの凄く負担をかけてしまいますから。このようなことは絶対に私は出来ませんし、私はしません。

議 長(傳田創司君) 教育長登坂義衛君。

(教育長 登坂義衛君登壇)

教 育 長(登坂義衛君) もう一つ統合では非常に大事なことがあるのですね。

それは教職員人事のことなのですけれども、すでに県教育委員会の方にはお話をしてあ

り、今年度末の人事は来年度4月1日に1校になるということを考えて人事も動いておりますから、それも一つ参考に申し上げたいと思います。よろしくお願ひします。

議 長(傳田創司君) 9番島崎栄一君。

9 番(島崎栄一君) 平成11年から話し合われた。過去のことは過去のこと。

来年度の予算を立てる場合に、どちらの方が徳かということで、将来に向けた議論をしたいと思います。過去にこだわって進めるほど、この町は余裕が無いと思います。

さらに5年先延ばしたらどうか、約束を守らないんじゃないかという話もありましたけども、去年ですね、この町は13億円の借金を返すはずのものを5年先送りしています。それは苦しいからです。ですから計画の変更を今苦しいんですからやったらどうですかと。

借金の5年繰り延べしましたが、統合後のいろんなスクールバスの経費等考えればもう少し待っていただきたいということで、県に交渉すれば、県もそうそうですね、無下に断らないんじゃないかと思います。

過去のことについて今までどれほど話し合わせてきたか、今までどうだったかという話をするのではなくですね、今後ですね、今後の経費はどうなるのかと、その辺をもっと冷静に判断したらどうかということです。

小学校の話をしているのに幼稚園のことまで含めて話をするのはどうかという話もありますけども、現実問題としてですね、小学校統合して、その後に幼保一元化の、または幼保、幼児施設を須川小を改装するとすれば、現実として3千万、4千万の経費もかかりますし、その維持費もかかるわけです。

せっかく日のなかなかなか当たらない坂下ですね、酷かった保育園を、つい1~2年前にですね、5千万円かけて移転したばかりで、保護者の方も新しい保育園が良いということで喜んでいきますので、焦ってですね、須川小統合を進める必要もないし、焦って新しい幼児施設を作る必要もないんじゃないかと思います。町長は私はやらないと。

議 長(傳田創司君) 9番島崎栄一君に申し上げます。発言時間は既に40分となりましたが、会議規則第56条の規定により、特に発言を許可いたします。

9 番(島崎栄一君) すみません。ありがとうございます。

ぜひ、今までの過去のいろんなことありましたけども、冷静にですね、この町の財政再建のために、どういう方策が一番有利なのかということ、もう一度再検討してもらえればと思います。以上、一般質問を終わりにいたします。

議 長(傳田創司君) これにて、9番島崎栄一君の質問を終わります。

議 長(傳田創司君) この際休憩いたします。11時35分より再開いたします。

(11時26分 休憩)

(11時38分 再開)

議 長(傳田創司君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

**通告順序第3 16番 鈴木 勲 1. 未納問題は厳しく対応を
2. 農政問題と工場誘致について**

議 長(傳田創司君) 次に、16番鈴木勲君の質問を許可いたします。

(16番 鈴木 勲君登壇)

1 6 番(鈴木 勲君) 議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

未納問題には非常に厳しい対応をしなければならないということで質問をさせていただきます。

最近、未納問題で町が大きく揺れております。保護者が意図的に給食費を払わない未納問題が大きく取り上げられておりますけれども、この他にも公営住宅の問題、健康保険の問題、各種料金・税金・保育料なども当然支払わなければならないものについても、支払わない人が多くなってまいりました。

公共料金の未納は、本当に困ったものでございます。

しかし、ブランド品で身を飾り、高級車を乗り回し、人並み以上の生活をしているにもかかわらず、未納を続けている人が多いようでございます。

この様な人に対し町は当然、その人の経済状況を把握し厳しく対処すべきだと思います。

私たちは生活する上での権利もあれば、義務もあります。最近義務を果たさない人が多くなったのですけれども、ずうずうしく生きている人が得をし、地道な真面目な人が馬鹿をみるような町であってはなりません。滞納状況を踏まえて、町長のお考えをお伺いいたします。

農政問題と工場誘致についてでございます。

中山間地域農業の問題点が非常に多くございます。

まず、若者が安心して働くための工場誘致について質問いたします。

かつて旧月夜野・新治は養蚕農家が多く、経済の中心でありました。近年は養蚕農家が激減して、桑園が荒れ放題、耕作放棄地が増加し、熊や猿・猪の住む所となってまいりました。それと同じくいたしまして、農業に就農する人も減ってまいりまして、特に若者が減っております。

したがって、高齢化が進み、このままでは農業は衰退してまいります。

対策を立案しなければならない時になってまいりました。

みなかみ町の基幹産業である農業が衰退してしまうということは、農地の有効化が図れていないということでありまして、耕作放棄地の解消と後継者育成をしていかなければならないと思います。

また、集落から人がいなくなるといった危機感から、みなかみ町は工場誘致を早急に対応する必要があると思います。若者が都会に出ることなく、みなかみ町で安心して働ける工場を誘致して、安住できることを望みます。

都市計画整備事業の中に、工場団地造成を加えて、町民が住み良い町づくりをしなくてはならないと思います。工場誘致を含めて、町長のお考えをお伺いいたします。

議長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長(鈴木和雄君) 鈴木勲議員のご質問にお答えいたします。

まず、未納問題について厳しく対応をというご質問であります。

まずは給食費の未納についてお答えいたします。

学校給食費については、学校給食法の規定により、食材費は保護者が負担すると定められておりますが、最近保護者が学校給食費を未納している問題について、文科省では昨年末に給食費の徴収状況の調査結果を公表されました。

全国の約44%の学校において未納問題が生じているようであります。

児童生徒数では、約1%の児童生徒に未納問題が生じていることが明らかになりました。

みなかみ町では、全国平均を上回る未納児童生徒数となっております。平成17年度の県平均は小学校が1.3%、中学校が1.9%に対して、本町では小学校1.7%、中学校が2.7%でありました。今後は、教育委員会と給食センターにおいて、保護者等に給食事業の趣旨をよく説明して、徴収に努めてまいります。

次に公営住宅の滞納については、広報2月号で掲載のとおり、再三の請求に応じない入居者に来庁願い、分割納入等の指導を行っております。また、呼び出しに応じない者、分割納入を履行しない者に対しては、強制退去を含めた厳しい措置を執らざるを得ないと考えております。

次に介護保険特別会計の滞納状況は、直接納付書により納める普通徴収者に未納があります。介護保険制度では、保険料を1年以上滞納すると、保険給付の一時差止めや利用者負担率の引き上げが行われる等、未納者の不利益となる給付制限が制度の中に補完されております。

したがって、被保険者が不利益を被らないように、未納者には根強く制度の説明を行う等、滞納の解消に努めているところであります。

上下水道関係については、上下水道の使用料、受益者負担金の未納金等について、週1回程度、上下水道課で現年度分の徴収にあたっております。未納額・支払状況等を勘案して、悪質者には「調査会の答申」に従い、給水条例の要綱に基づいて、停水の執行を行うことにしており、現在5軒について停水の手続中であります。

最後に町税については、ご承知のように「行財政改革調査会」の答申を受けて、昨年6月1日に「滞納整理室」を設置し、地方税法等の法律を基に取り組んでおります。

滞納整理室設置以来、9ヶ月が経過しましたが、この間、文書での催告、訪問等を通じて、滞納者の経済状況等が把握してきたところであります。

その中で、本当に困窮し、仕事も財産も無い滞納者には、十分な実情を調査し、滞納処分の停止を含む、納税の緩和措置も考えなければならないと思っております。

また、鈴木議員のご指摘のように「うまく立ち回って生きる人が得をし、地道に働いている人がバカを見る」ことのないように務め、資力がありながら、意図的に家賃・使用料・納税から免れようとする悪質者には、徹底した財産調査を行い、不動産・銀行預金・売掛金等を積極的に差押え、強制処分をしております。

納税は国民の義務であり、水道等の行政サービスに、公共料金という対価を支払うのは当然であります。今後共、一層厳しく対処してまいります決意であります。

次に農政問題についてのご質問であります。

社会構造の変化で、みなかみ町においても農業就業人口における高齢化が進み、担い手は不足しております。

新規就農者は平成16年で2人、17年と18年は0人となっております。

今後も少子高齢化を迎え、経営耕地面積の耕作放棄化や遊休農地が発生することから、農地としての活用の乏しいところは「山林等への転換」に振り分け、また「要活用農地」については利用増進を図る対処が必要であります。

次に、農地の利用増進について申し上げます。

みなかみ町の基本構想は、優良農地の耕作放棄地が発生した場合、町が農地を借り受け、保有し、やる気のある認定農業者に町が貸し付ける「農地保有合理化事業」を行うこととし、規模拡大に協力できる体制ができております。

また「中山間地域直接支払い制度」や、新しく始まる「農地・水・環境保全向上対策」

事業を導入し、農業・農村の基盤を支えてまいります。

さらには、農地取得の下限面積を50アールから10アールに緩和して、新規就農者が参入しやすい制度を確立し、耕作放棄地や遊休農地の解消と発生防止に努めてまいりたいと考えております。

また、農業後継者育成と農業の展望であります。

みなかみ町の農業は、果樹や畜産、米と野菜の複合経営が産出額の上位を占めておりますが、サクランボやリンゴは、消費者の皆さんに高い評価を頂いております。

さらに果樹や畜産は後継者もおり、経営も安定していると認識しております。

国では、認定農業者4ha以上、集落営農20ha以上の経営者について、米麦・大豆等を交付金の対象とする等、土地利用型農業の推進を図ろうとしております。

中山間地域の本町では、この品目横断的経営安定対策事業にそぐわない面もありますが、高齢化が進む実情を考えますと、農業経営を委託できる農業組織の編成や、後継者を育てる施策が求められます。

農業振興は本町の産業面、環境維持の面からも極めて重要な課題でありますので、情報の収集に努め、施策の立案に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、工業誘致についてのご質問であります。

工業誘致は、鈴木議員が言われるように、町としても重要な課題であります。

昨年9月に「利根地方総合開発協会」では、利根沼田地域の企業誘致が東毛地区等と比較して立地件数が少ないので、当地域に企業誘致を促進して欲しいと県知事及び群馬県議会に請願したところであります。

9月定例県議会では趣旨採択となり、県は早速、産業集積促進室を中心に利根沼田地域の工業導入の状況等を調査し、県民局で話し合いがもたれました。

その中では、昨年6月議会において、阿部賢一議員のご質問にお答えしましたように、現在はオーダーメイド方式が主流であるので、企業からの要請に即対応できる条件を整える必要があるとのことでありました。

即対応できる条件とは、「該当地における各種規制の有無とその対策」、「地権者の同意」、「工場用地の整備に伴い、道路や上下水道施設等の整備計画があること」であります。

都市計画課では現在、工業地域に指定されている真政地区について、都市計画道路の整備、旧衛生センターの処理、地権者の同意等が必要になるので、今年は財政状況を見ながら調査に着手したいと考えております。

また、庁内の機構改革に伴い、仮称ですが「企業誘致係」を設置し、その他の都市計画区域や都市計画事業等を見直してまいります。そして、工場立地の適地調査を行い、積極的な企業誘致の活動に取り組んでまいりたいと考えております。

以上3点について、答弁とさせていただきます。

議長（傳田創司君） 16番鈴木勲君。

16番（鈴木 勲君） 学校給食費については、設備費、光熱費、人件費につきましては行政負担ということでありましたし、材料のみが保護者の負担だと言われておりましたけれども、未納の原因はそれぞれの個別事情に向けられるわけではありませんけれども、モラルの低下、身勝手、非常識だということで済ませるわけにはいきません。

以前のように、地区の役員さんが納付書を持って集金するという方法がやはり良いのではないかという感じがします。

顔の見えない集金、口座の引き落としということは、未納を増やす原因ともなっている

と思いますので、この辺についてもお伺いいたします。

また、農政問題であります。農業を取り巻く情勢は、輸入農畜産物の増大と農畜産物の価格の低迷のもと、農業者の高齢化が地域における農業の担い手不足が深刻になってきております。

加えて規制緩和等の競争激化、市場原理の徹底、WTOの拡大が進んでおります。我が国は大きな転換期に来ておりますが、町のおいても同じでございます。第一次産業である農業の町の就農率というのは、年齢平均69歳であると聞いております。

我が町の高齢化は急激に進んでおりますし、町の農業は生き残りは、果樹を含め、施設園芸、こんにゃく栽培も特産物だと言われておりますけれども、最近ではビニールハウスの建て替えが、施設園芸では行われておりますけれども、以前、群馬の野菜ということで、県の50%助成というのがありました。資金が運用されているかどうか、その点についてもお伺いいたします。

また、食と農を結ぶ安心・安全の農業振興は、我が町、行政だけでは到底出来たものではありません。行政あるいはJA、普及センターと協議を重ねて前進できると思います。

農業振興についても、お伺いしたいと思います。以上です。

議長（傳田創司君） 税務課長林文博君。

（税務課長 林 文博君登壇）

税務課長（林 文博君） 鈴木議員の仰るとおり、税金関係、保育料、給食費含めまして、地区の役員さん、区長さん等に以前のように集金していただければ、収納率も上がりますし、非常に有り難い話なのですが、やはり個人情報の関係がありまして、それが今年ですか、旧月夜野町の区長さんが集めていただいたものにおいても、18年度から全廃ということになっておりますので、この関係については恐らく出来ないと思っております。以上です。

議長（傳田創司君） 農政課長阿部行雄君。

（農政課長 阿部行雄君登壇）

農政課長（阿部行雄君） 町としても、観光農園等と推進を図り、果樹の農家、これからも元気が出るような方法を取っていききたいということでもあります。

また、加工や直売所もしっかりとやっていききたいと思っております。

安全・安心の農業ということで、これは町で生産している堆肥等を使っていただきまして、非常に安全、農薬を少なくした農業をしていただければと思っております。

資源リサイクルセンターで作られる堆肥についてですが、木質堆肥ということで、よく果樹等にはモンパ菌があるのではないかとということで心配されますけれども、これらについては、堆肥づくりにおいて、有機質から無機質へということで、当然、無機質になる際にタンパク質の分解、そして繊維質の分解、これらがそれぞれ微生物は皆、違いますけれども、分解するという中において、最後にリグニンが残るということで、このリグニンがなかなか最後まで残るということですが、このリグニンは水に溶け出すと有害だと言われておりますが、資源リサイクルセンター等で高温処理されることによって、その危険性が無くなるということですので、このような堆肥も安心して使っていただければと思っております。

認定農業者等についても、現在76人ございます。これらの方々をもう少し推進していきたいと思っております。以上です。

議長（傳田創司君） 16番鈴木勲君。

16番（鈴木 勲君） 今、農政課長が認定農業者が76人いるということですが、もう少

し町の支援といえますか、町独自の支援も必要かなという感じがいたします。

認定農業者になりましても、メリットが非常に少なく、私も認定農業者でもありましたけれども、メリットが少ない状態でございます。

その点について、もう少し町独自のメリットを与えていただきたいという感じがいたします。その辺をよろしくお願い申し上げます。

もう一点は、桑園の関係についてです。大分桑園が荒れておりますので、町長も言われていた保有合理化をぜひ促進して、遊休農地のないような状態にしていきたいと思っております。農政課長、特にそういう点も申し上げまして、私の質問を終わります。

議長(傳田創司君) 農政課長阿部行雄君。

(農政課長 阿部行雄君登壇)

農政課長(阿部行雄君) ただ今、認定農業者についてメリットが少ないというお話ですが、今後は認定農業者を手厚くしていくという国策です。これらに当然、町も一定の割合で参加していかなければいけないということが出ております。

そんな中において、認定農業者は今後、ますます農業をしていくのに必要かと思われる。小規模農家が逆にいろいろ面倒を見ていただけないのではないかという危惧がされると、心配されるという恐れがあります。

ですから認定農業者には、資金の融資面ですとか、いろいろな制度導入により優先されていくというシステムになってくるかと思われま。

それから桑園についても、農地保有化合理事業等を用いまして、桑園の遊休地についても解消できるような制度を作っていければと思っております。このようなことで対応できれば考えております。少し検討させていただければと思っております。

議長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

町長(鈴木和雄君) 認定農業者の関係については、先程、林喜美雄議員の方にも答弁いたしましたように、中山間地域の直接支払制度や環境保全対策事業、さらには国においても今年度から3年間、農業に対しての集中改革をするという姿勢の中で、数々の施策が発表されているようであります。そういう国策等も上手く取り入れて、認定農業者のために町としてもしっかりと対応していきたいと考えております。

町独自の施策を作ることが肝要かと思っておりますけれども、なかなかこれといった決め手になるものが出ないのが現状でありますけれども、ぜひ議会におきましても、この辺の問題を重点課題として捉えていただき、また私どもに貴重なご提案を頂ければ有り難いと思う次第であります。今後とも前向きに取り組んでまいりますので、ぜひよろしくお願い申し上げます。

16番(鈴木 勲君) よろしくお願い申し上げます、私の質問を終わります。

議長(傳田創司君) これにて、16番鈴木勲君の質問を終わります。

議長(傳田創司君) この際休憩いたします。13時05分より再開いたします。

(12時05分 休憩)

(13時05分 再開)

議長(傳田創司君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

**通告順序第4 5番 河合 生博 1. 普通救命講習の機会を全町民に与えていただきたい
2. 新生みなかみ町のさらなる活性化施策について
3. 有害鳥獣対策について**

議長（傳田創司君） 次に、5番河合生博君の質問を許可いたします。

（5番 河合生博君登壇）

5番（河合生博君） 議長のお許しをいただきましたので通告に従い一般質問をいたします。

3点の質問で町長の見解、決意をお聞かせ願いたいと思います。

総面積780.91km²、全国町村面積第16位、群馬県第1位の広大な面積を擁し、三国山、谷川岳等の険しい山岳の町であります。

利根沼田広域消防北分署、西分署、いわゆる、みなかみ町管内の昨年C P A（心肺停止）での救急車出動回数は29回でありました。

私たちは、いつ何処で突然の病気やケガに襲われるか予測が出来ません。

また、病気やケガの中には、意識が無くなり、呼吸が出来なかつたり、ついには心肺停止になってしまう者や、川やプールで溺れたり、喉に餅を詰まらせ呼吸停止、大怪我で大出血をし、ショックにより心肺停止等々、様々なことがあります。

平成18年度のみなかみ町での救急車到着時間は、平均で13.6分、昨年の大雪状況の中、最長49分でありました。

C P A（心肺）の状態は、5分以内でなければ脳死状態になり社会復帰できない、10分を過ぎたら、A E D（除細動機）での効果すら期待できない可能性が多であると思われています。

みなかみ町の将来を託す、少なくなりつつある大事な子供たち、また全町民が安心して、幸福に暮らすため、何よりも大切な命を救うために、病院に着く、救急車が到着するまでに公共施設、職場・家庭で応急手当が出来るように利根沼田広域消防で行っている普通救命講習の機会を全町民に啓蒙し、また与えていただきたい。

町としてのこの部分の危機管理の施策をお聞きしたいと思います。

2点目、新生みなかみ町として、スタートし1年6ヶ月、私達が議員に奉職して10ヶ月余が経とうとしています。

みなかみ町のすべての団体、個人がなるべく早く一つになり、過去より夢のある未来に向かって歩みたい、行ってほしいと願っているのが現状でございます。そのために各組織が様々な努力をしております。当みなかみ町役場も、その目標に向かって、努力している姿勢もしっかり見えております。

しかし、何処よりも先に一つにならなければならない職員の中で、一部の職員がまだ会議の席、そして、対面での話の中で、旧町村名を使った「何々方式だから」という言葉が出てきますし、また、旧町村間でのバランスを取った結果の職員人事が多く見受けられます。

勸奨退職等、財政再建の中で、様々な努力をしなければならない現状において、しっかりとした機能的、効率的な、尚かつ統率の取れた組織を構築しなければならないステージになっていると思います。

今、持ち得る人材を適材適所に据え、最適・最善の組織の中、新たな「みなかみ丸」で航海に出なければいけないと思いますが、夢のある町づくりのため、思い切った政策、思

い切った組織、手腕が期待されますが、町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

3点目として、町長がいつも話されている言葉に「自助・互助・扶助」の精神で、みなかみ町の創造に取り組むとあります。まさにその通りであります。

行政は無論のこと、みなかみ町の各地域で、真剣に取り組まなければならない様々な問題を抱えております。

今までは、役場に言えば、道路・水路・鳥獣害等、総ての改良整備は出来たと思う町民が多いと認識しております。

しかし、このような財政危機の状態では総ての認識を変え、自分たちの地域は、自らが行い、自らが守らなければならない事態でありますし、また、その方向に啓蒙しなければならないと思います。

他の部分は、他の町発注の事業を多少削減しても、地域自らが行う整備・改革・改良等々については資材・材料、人材の支給・派遣、指導等は十分補助・助成をしていただきたいと思います。

また、面積の約8割が森林面積である、みなかみ町であります。素晴らしい自然環境に恵まれ、生物も十分な生育をしておりますが、みなかみ町の基幹産業としての農業を主体に考えるときに、近年、鳥獣害被害に見まわっており、このままでいけば、耕作地の放棄をしなければならない事態になっております。

放棄が続けば、人里が鳥獣に占拠される事態は目に見えておるのが、近年の現状であります。

農業に従事している人たちも嫌気がさし、農耕地を放棄しかねない、そのような状態にあり、早急に対処しなければ山里は崩壊していきます。

当町での対策として、防護策、猟友会の駆除隊、花火等行っておりますが、あまり成果を残せていないのが現状でありますし、農家の人たちは、自分たちで農業を続けるか、止めるかの本当に瀬戸際であります。

自分の生活・作物は自分で守ると思う気持ちは真剣であります。それを理解していただき、万全の方策を考えていただきたいと思います。

一つの方法として、群馬県が出した施策に狩猟免許取得等の補助的な業務、また猟友会がもう少し機能的な動きが出来るような状況等、もう一工夫できればと考えるものであります。町長の思いきった政策をお聞かせ願いたいと思います。

議 長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長(鈴木和雄君) 河合生博議員のご質問にお答えいたします。

まず最初に、普通救命講習の機会を全町民に与えていただきたいというご質問でございます。

議員言われますように、突然の病気やケガに襲われ心肺停止状態(CPA)になった場合、人工呼吸や心臓マッサージなど迅速な救命措置が必要であります。

呼吸停止後2分以内に人工呼吸を始めますと90%の確率で生命を救えると言われております。

これが3分後になりますと75%、4分後になりますと50%、そして5分後では25%となり、10分後では殆んどゼロに近いと言われております。

したがって、救急車が到着するまでの早い時間に、現場に居合わせた人々による「心肺蘇生措置」が行われるかどうか、救命率を大きく左右することになるわけであります。

何よりも最優先とされる生命を救うために、より多くの皆さんが、普通救命講習を受講され、応急手当の必要性和技術を身に付けられることが、極めて大事であるわけでありませす。

さて、普通救命講習の現状であります。現在、みなかみ町管内では、利根沼田広域消防が中心となって、一般町民向けの講習、または事業所や特定の団体が開催する講習が実施されております。

西消防署及び北消防署の両署においては、一般参加者を募り、それぞれ年2回の講習会を開催しております。

西部防火協会では、本年度事業として、新治中学校に出向いて、3年生を対象に講習会を実施しております。また、児童・生徒の救急救命に直接関わることが考えられる、体育教師等への講習会も開催されております。

北部防火協会では、協会会員を対象として、年2回の講習を実施しており、本年度においては、藤原中学校の全校生徒を対象とした講習会も開催されました。

また、スキーパトロールや婦人会関係者への講習も実施されております。

なお、町職員の参加につきましては、保健師や社会福祉協議会職員が様々な機会を利用して受講している状況にあります。

また、消防団では来年度から団員を対象に講習会を開催する計画が予定されております。

普通救命講習は、1講習当たり3時間を要し、講師の人数や講習器具類に限りがあることから、大幅に講習の機会を増やすことは難しい面があります。

しかし、今後は広域消防と緊密な連携を図り、行政区や各種団体等に働きかけて、少しでも多くの町民の皆さんが受講できるように努めてまいります。

そして、救命講習の重要性を深く認識され、普及啓蒙活動に取り組み、安全安心の町づくりに努めていきたいと思ひます。

また、議員、ご提案の2005年に開催されました愛知万博で、多数配置されて急速に広まったAED（自動体外式除細動器）については、財政状況を勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

※字句の解説 AED（自動体外式除細動器）：心臓の突然の停止（心室細動）の際に電気ショックを与え（電氣的除細動）心臓の働きを戻すことを試みる医療機器のこと。

次に、新生みなかみ町のさらなる活性化の施策についてのご質問であります。

21世紀に入り、地方自治体を取り巻く環境は、分権改革、市町村合併と目まぐるしく変動してきました。そして、地域の行政サービスの提供主体が自治体に限られていた時代から、民間やNPOなど多様な主体となり、さらには役割分担も根本的に見直しが求められています。

また、民間企業の持つ経営手法等を行政にも取り入れて効率化を図る、いわゆるニューパブリックマネジメント（NPM）や行政評価、バランスシートや民間資本によって社会資本の整備を進めようとするPFIの導入等、私達が10年前ではその意味すら分からなかった行政手法が、今では当然の如く議論され、行われるようしております。

このような状況の中で、行政と住民がコミュニケーションを重ね、より良い信頼関係を築き、町民と行政の協働で町づくりをする時代になりました。

したがって、地方自治の担い手である職員は、「前例主義」に浸かった発想と、「事なかれ主義」を破棄して、常に広い視野と柔軟な思考力で、新しい課題を発掘し、その解決策を見出す能力が求められています。

一時は、事なかれ主義の「公務員にデモなるか」、「公務員にシカなれない」と言われた、所謂「デモシカ公務員」は過去の人であり、死語となりました。

地方分権の時代に生きる私達、為政者も、国・県の力に頼るだけでなく、常に「自己決定・自己責任」を心に抱き、揺るぎない構想を樹立して、自ら突き進む情熱と勇気で、明日のみなかみ町を創造したいものであります。

私も町長在職1年4ヶ月余になりましたが、愛郷心に燃えて、時代の潮流を知り、新たな課題に挑戦しようとする多くの職員に接し、今後の活躍に大きな期待を寄せているところであります。

さて、合併後の人事・組織機構については、合併協議会で議論した調整結果を基に行なわれ、また合併時点では住民や職員にも戸惑いが予測されますので、住民対応や行政サービスに急激な変化をもたらさないように心掛けてきました。

しかしながら、合併のメリットを創出し、喫緊の課題である財政再建に取り組むためには、早急に組織の一体性を図り、足腰の強い行政体の確立が求められています。

そこで、新年早々に「構造改善室」を設置し、組織・機構の見直し、各課・各職員の事務量のバランス等を検討するための事務事業の調査を進めているところであります。

この調査結果を分析して、平成19年度下半期までに、効率的かつ効果的な組織機構を確立したいと考えております。

尚、この調査に合わせて、町行政の事務提要（業務マニュアル）を作成しまして、職務の配置転換があっても、後任者がスムーズに事務処理ができる体制を整えていきたいと考えているところであります。

みなかみ町のさらなる活性化であります。このために最も必要なことは「組織の活性化」であります。そのためには積極的な「人材の活用」、「適材適所」、「人材の育成」を図ることが必要であります。実施にあたっては慣例にとらわれない任用や配置転換を行い、職員一人一人の知識や経験を刺激し、既定観念の固執による人事、組織の停滞は許されないと考えます。

今年度からは、既に制度化されております「職員の早期勧奨退職」を奨励しております。該当される職員には、町の行財政の実態を真摯に受け止めて頂き、多くのベテラン職員が早期退職にご協力を頂きましたが、心から敬意と感謝の誠を捧げる次第であります。

残された職員も、先輩職員の勇気ある決断に感謝し、今後は町のために職務遂行のモチベーションを高め、町民の期待に応えてくれるものと確信をいたしております。

組織の活性化と共に必要なことは、町民が誇りを持てる「夢のある町づくり」の提唱であります。

開会の挨拶でも申し上げましたが、新生「みなかみ町」は合併に際して「谷川連峰・水と森林防人宣言」をしており、今年はこの精神を生かした構想づくりに取り組みます。

そのテーマは、「環境を生かす、安全安心の町づくり」とし、地域連携による「山岳都市構想」、東京芸大との交流による「芸術文化村構想」、情報インフラを整備する「電子自治体構想」等を策定したいと考えております。ご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に有害鳥獣対策について申し上げます。

近年、農村社会の構造変化により、熊や猿が人里に出没するようになったといわれます。

農業が盛んな頃は、田畑には何時も農作業をする人がいましたので、猿や熊も畑には姿を見せませんでした。

しかし、時代も変わり、多くの人々がサラリーマン化して農業から離れ、田畑に人がいなくなってから、猿や熊が人里に現れるようになり、農作物に被害が出るようになったと議論されておりますが、その原因は定かではありません。

数年前から水上地区や新治地区では、熊や猿、そして猪が出没しており、町は猟友会の皆さんの絶大なるご協力を得て、その対策を講じてまいりました。

当然のこととして成果は出ておりますが、猿や猪の繁殖率が高く、目に見える捕獲や駆除対策の成果が薄れてまいります。十分な成果が見受けられないとのご指摘もありますけれども、この有害鳥獣の問題は全国的に有効な手立てがなく、各地で対策を模索しております。

町でも有害鳥獣に迅速に対応できるように、再三にわたり群馬県に対して権限の移譲を要請してきました。

その結果、不満足ながら平成20年4月に移譲の目途が立っております。

町では現在5人の職員が狩猟登録をして、捕獲駆除隊に加わっており、新たに2名の職員が狩猟登録に協力をしてくれることになっております。

今後共、この制度が有効に働き、狩猟登録を持つ職員が増えて、一層成果が上がるように努めてまいりたいと考えております。

現在でも各地で被害が出ておりますが、草木が芽吹く前に、猟友会と有資格者の町職員による一声捕獲、駆除作戦を検討しているところであります。

有害鳥獣の対策は、議員言われますように、役場だけではできず、地域の皆さんと共に考え、共に戦って行くしか良い解決策はないと思います。

平成19年度からは網・ワナをかける資格が、網とワナに分かれ、農家の皆さんも資格が取りやすくなりました。

新制度では、この資格取得のテキスト代金が助成措置されますので、この制度を有効に活用していきたいと考えております。

また新治・月夜野・水上の各猟友会では、連携を図り、知恵を絞り、会議を重ねて対策を講じて頂いております。その一つが、本年度から猿の捕獲や駆除について、奨励金制度を創設して対策することです。

さらには、従来の「奥多摩方式」によるパトロールで猿の行動範囲を把握する対策は、今年も年間を通して取り組んでまいります。

今後とも有効と思われる対策は積極的に取り入れて、農作物等の被害を最小限に食い止める努力を重ねてまいります。駆除対策等に名案がありましたら、ぜひご提案をいただければ幸いです。よろしくお願い申し上げます。

議 長（傳田創司君） 5番河合生博君。

5 番（河合生博君） 3点あります。

まず教育長、教育課長に、この部分をお聞きしたいと思いますのは、みなかみ町を背負う子供たちを預かっている部局でございます。

町民皆の切なる願いであると思っておりますが、今年の普通救命講習の受講を受けたのは、水上中学校の生徒が職場体験の中で3人、藤原中学校の生徒10人、教員1人、新治中学校の生徒80人、教員はゼロと、非常に少ないのが現状でありますし、尚、教職員の受講が

少ないのが問題ではないのかなとそのように思います。

因みに現在までに終了しているのは、みなかみ町で1, 410名です。

また、普通救命講習修了者が、地域の理想で言えば30%、約3人に1人いると良いのだそうでございます。普通救命講習は、所要時間3時間で講習料は無料、小学校5年生くらいから受講可能ということであります。

早くから、救急救命に関心を持たせる意味でも、教育委員会はもとより教職員、生徒一体となって、大切な子供たちの命を守る、学校の授業も大切ですが、やはり命の大切さを教えるのも一つではないかなとそんなふうに思います。

教育長、教育課長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

また、先程町長からも言われましたPFIの導入、これはまだまだ抵抗があると思えますけれども、ぜひとも町長の決断の中で導入していただきたい、そんなふうに思いますし、組織の活性化をやはりその部分で思いっきり出来るのかなとこんなふうに思います。

それから鳥獣害対策につきまして、隣郡の吾妻郡の例なのですが、吾妻郡鳥獣害対策特別部会という部会がございまして、その会の中で、猪肉処理工場を設立したということでございます。

事業主体は特別部会なのですが、事業費が3,500万円ほど、設置場所は中之条町ということで設立され、約500頭の肉処理が出来る施設だそうであります。

ただ一点、みなかみ町と接している部分が多い吾妻郡ですので、この猟友会の方針として、30kg以下の猪は捕獲するなということで、あまり鳥獣害の駆除とは関係なくやっているのかなと、あとは30kg以下の猪は放牧しろというような、そのような考えらしいので、この辺も少しひっかかる部分ですが、そのようなことで買入れ価格が1頭15,000円で、この処理工場で買入れるということであると聞いております。

自分の農地は、自分で守るという観点の中で、町長も言われましたが、狩猟免許等をより簡単にと言いますか、手続きがスムーズに取れるようであれば、農家の今いるお年寄りたちも免許を取りたいというのが、免許を取って自分の土地を守りたいという人たちが、私がお話した中では、かなりいらっしゃるよう感じられますので、ぜひとも役場の方で申請の手助け、例えば、免許取得の試験場が遠隔地であれば、何とか便宜を図っていただいて、もし人数がまとまるようであれば、面倒を見てもらえないだろうか、そのようなことも考えていただきながら、町が一丸となって、鳥獣害駆除・対策に立ち向かえればと思うわけでございます。その辺をもう一度お聞かせ願いたいと思います。

議 長(傳田創司君) 教育長登坂義衛君。

(教育長 登坂義衛君登壇)

教育長(登坂義衛君) 大変、貴重なご指摘をいただきましたので、良く検討したいと思いますが、学校では避難訓練は恒常的にずっと行っているのですが、今指摘されてみますと、救命講習等についてはまだまだ疎かになっているかもしれません。

私も個人的なことでありますが、校長時代に死にはぐれと言いますか、大怪我を運動会の際にさせてしまい、非常に苦勞をした覚えがあり、その時につくづく子供の命を預かっているという実感をして、非常にまだ忘れられないのですけれども、そういうことを考えても、今の世の中、こういう時代ですから救命講習というのは非常に大切だと思いますので、校長会を通して、良く指導して、しっかり取り組みたいと思います。

大変に有り難うございました。

議 長 (傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

町 長 (鈴木和雄君) これからは行政だけでの取り組みでなくて、民間資本を上手く活用する時代であるということはお案内のとおりでありまして、その一つの手法として、P F I があるわけでありまして。

この問題についても、いろいろと各種事業導入できないかということで、考えた経緯があるのですが、なかなか地方ではP F I の導入が上手くいかない、今までとしては上手くいかなかったというのが実状でございます。

これから公共事業等を使って、インフラ整備をする箱物を作る、そういう一つのことがなかなかできないわけでありまして、やはり観光地にありまして必要な施設関係等については、P F I を大いに活用しようという気持ちは持っております。

しかし現状ではどういうことにしていこうか、それらについては、今のところまだ考えてはおりませんが、この精神は良く理解しておりますので、このことを念頭におきながら、上手く民間資本の導入が図れるように考えていきたいと思っております。

狩猟免許の関係については、確かに先日も猟友会の皆さん方と話し合いをした折りに、やはり手続き、場合によってはある程度の補助金も出ないのだろうかということが、話し合いの中で、狩猟免許をさらに取得する方を増やしていく必要があるということをおっしゃっておりまして、まさにその通りだと思っております。

猟友会の皆さん方も確かに高齢化しておりますし、現在の猿の駆除等を見た場合にその動きになかなかついていけないということも良く話に出るわけでありまして。

そういう中から、職員には5名の方に免許を取ってもらい、免許取得してから3年を経たないと駆除隊に入れないものですから、この5名の職員はすでに駆除隊に入って活躍いただいております。

さらにまた2名の方が取っても良いという話をいただいておりますので、ぜひ免許を取っていただき、そして経験を積んでいただき、この集合体、駆除隊に入っていただきたいと期待をいたしております。

それだけに一般町民の方、さらには職員にあっても、やはり免許を取り、駆除隊として活躍をしても良いという方もおられると思っておりますので、そういう方については出来る限りの応援体制を持っていけたらなと思っております。

先程、吾妻郡の例が出ましたが、猪の鳥獣対策特別部会ができて、猪に対しての処理を5百頭程しようというお話がありましたが、この話も先日伺ったところであります。

聞きますと、今年は猪が異常繁殖するというような話も出ておりますので、実は心配もしているところです。

そういうことを思いながらも、まず町としては、どのようにしていこうかということについては、まだ残念ながら考えておりませんが、これらの吾妻地区等で取り組んでいる内容等も参考にしながら、これからの猪を含めての有害鳥獣への対策を練り直していきたいと考えております。

議 長 (傳田創司君) 農政課長阿部行雄君。

(農政課長 阿部行雄君登壇)

農政課長 (阿部行雄君) 有害鳥獣対策について、なかなか有効な対策がないというご指摘ですが、昨年は熊が異常出没したということで、その対策の一環として、通学路や生活道、人家から100m以内にある森林の除間伐、これらを実施して、見通しを良くして、安全を図り、出没しないような対策を取ろうとしているというのが一つございます。

現在、猟友会員が105名、駆除隊員が75名おられます。

有害鳥獣について駆除が出来るのは駆除隊のみであります。猟友会員であっても、駆除隊に入らないと駆除は出来ないというシステムになっております。

ただ、これが全員機能しているわけではないということです。

銃や罠の資格取得について、簡単に言えば、役場で指導し申請手続きをしてほしいということかと思えます。

これについても農家の方々に免許取得したいという方にはスムーズに申請が出来るような窓口を役場で出来ないかを検討させていただきたいと思えます。

ただ、今いる職員の数に限りがありますので、そこまで出来るかどうか分からないですけども、先程町長が言われましたように、いつまでもそんなことを言っているんじゃないということですので、何とかやっつけていけるように努力していきたいと思っております。

また吾妻郡の関係についてですが、議員が言われましたように加工施設の処理数500頭ということで、大変猪の数が多く、川を血で染めてしまうということで、県の方も何とかならないかと加工施設が出来たというふうに向っております。

みなかみ町については、猪はまだ川を血で染めるほどではないのですが、いろいろ使用できる各施設等がありましたら、捕獲された有害鳥獣の処理ができるような方法を考えていきたいと思っております。

有害鳥獣駆除への即効性ある対策がすぐすぐ思いつかないのですけれども、猟友会と連携を取りながら、何とか対策をしていかないと、本当に逆に猿・熊・猪に大半を占められてしまうということで非常に懸念しております。ぜひ力を入れて頑張っていきたいと思っております。

議 長（傳田創司君） 5番河合生博君。

5 番（河合生博君） ありがとうございます。

しっかりやっていただけるとの思いで質問を終わります。

議 長（傳田創司君） これにて、5番河合生博君の質問を終わります。

通告順序第5 2番 阿部 賢一 住民サービスの向上について

議 長（傳田創司君） 次に、2番阿部賢一君の質問を許可いたします。

（2番 阿部賢一君登壇）

2 番（阿部賢一君） 傳田議長の許可をいただきましたので通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、住民サービスの向上についてであります。

住民サービスと言っても、大変、広範囲であり多岐にわたりますので、私は特に目に見えるサービスの向上として、窓口業務の延長、つまり時間外開設について、質問をさせていただきます。

現在、窓口業務は、午前8時30分より午後5時15分までの平日の月曜日から金曜日までの開設であります。

最近では共働き世帯の数が増加し、平日の時間内に役場に行きたくてもなかなか行けない、また町外の職場で働いている場合にはなかなか役場まで来て、いろいろな証明を発行してもらうには大変難しいという声を耳にいたします。

町民の目に見える住民サービスの向上として、窓口業務を午後7時くらいまで開設したらいかがかお尋ねいたします。

これはフレックスタイム制等を導入すれば、経費負担なくして実行できるものと考えます。職員の皆さんは財政状況下で大変だと思いますが、行政は誰のためにあるのかと考えれば、住民サービスを最優先にすべきだと思います。

そして、職員の方々も大変でありますけれども、町を支えている町民の皆さんはもっと大変だということを考えれば、本町においても窓口業務の延長に踏み切るべきと考えますが町長のお考えをお尋ねします。以上、一般質問といたします。

議長 (傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長 (鈴木和雄君) 阿部賢一議員の「窓口業務の延長とフレックスタイム制の導入について」のご質問にお答えいたします。

始めに、平常業務以外の窓口業務対応についてご説明申し上げます。

現在、本庁・各支所ともに、正午から午後1時まで窓口を開設しておりますが、来庁される住民の方は、住民票の交付を中心として、本庁で1日平均5件から6件程の受付事務があるのが現状であります。

ご質問の「フレックスタイム制」は、労働者自身が一定の定められた時間帯の中で、始業及び就業の時刻を決定することができる変形労働時間制の一つであります。

これは一日の労働時間帯を必ず勤務しなければならない時間と、その時間帯の中であれば、いつ出退勤しても良い時間帯に分けて実施するのが一般的ですが、実施には労働協定を締結し、就業規則にその旨を記載しなければならないと理解しております。

このフレックス制度は、「勤務時間をある程度自由にできる」「身体的な負担を減らすことができる」等の利点もありますが、「実際に使いづらい」「業務の特性上難しい」「労働時間の拡大を招くことがある」等の問題点も多く、大手企業を中心に一度フレックスタイム制を導入しましたが、廃止または休止したとの事例も聞いております。

また、地方公務員については、「地方公務員法第58条第3項」の「他の法律の適用除外」の規定により、「労働時間を規定した労働基準法第32条の3」の規定が、適用除外となっていることから、労働基準法によるフレックスタイム制はありません。

しかし、「住民サービスの向上について」は、窓口業務だけではなく、より少ない人員で、より少ない費用で自主的・自立的に行政を運営することが求められる時代でありますので、現在、全職員を対象に「組織・機構改革及び行政評価システム導入のための事務事業量調査」等を進めているところであります。

今後は、これらを活用し、職員の意欲の発掘、能力の活用と新たな視点からの業務への取組みにより、組織の活性化が促進され、多様化した要請に応じた弾力的できめ細かな質の高い行政サービスの推進が図られればと期待をいたしておるところであります。

窓口業務も近隣の自治体では、指定をした平日、時間延長をしている自治体もありますので、地域住民の福祉の向上という本来の役割を果たす意味からも、実態調査をしてまいりたいと、これによって関係者との協議をしてみたいと、このように考えております。

以上です。

議長 (傳田創司君) 2番阿部賢一君。

2番 (阿部賢一君) フレックスタイム制は、地方公務員法でなかなか導入できないというお話でしたが、町長もご承知のとおり、みなかみ町より、もっと小さい自治体でも住民の要望

に応じて、フレックスタイム制を導入し、仕事帰りに寄られるように7時まで開設しているという自治体があります。

そして、夕方の5～7時までの間に役場に寄っているいろいろな証明書がもらえるということになれば、多分利用する人も増えるのではないかという気がいたします。

また、関連なのですが、役場4階の正面玄関を入ると、左側に「昼休み時間中で取り扱い事務は左記の通りです」ということで、4項目ですか、「住民票・戸籍・印鑑登録証・住民関係、右以外の事務については取り扱いをしませんのでご了承下さい」という看板がございます。昼休み中は、やはりそういう看板があると、やはりそれだけなのかなと思ってしまいます。

例えば、他の納税証明書などは昼休みに受けられるのではないかと思います、その点について、担当課長にお尋ねいたします。

議長（傳田創司君） 保健福祉課長原澤和己君。

（保健福祉課長 原澤和己君登壇）

保健福祉課長（原澤和己君） まず、フレックスタイム制についてお答えいたします。

フレックスタイム制は、1987年労働基準法の改正によりまして、1988年4月から正式に導入されております。

地方公務員のフレックスタイム制導入については、一週当たり法定労働時間が1日につき8時間、一週間に付き40時間となっておりますが、これを超えない範囲で一週40時間、または一日の8時間の法定時間を超えて、労働をさせることが出来ると規定されています労働基準法32条の3に、労働時間を超えて勤務をさせることが出来るという規定をされておりますが、地方公務員法では58条第3項で、フレックスタイム制が適用除外となっております。

これによりまして、労働基準法によりましてフレックスタイム制は地方公務員には該当しないと理解をしております。

先程、フレックスタイム制を導入されている自治体があるというお話ですが、国家公務員については、平成5年4月から、国家公務員のうち、例えば試験研究機関等に勤務する研究公務員等については、フレックスタイム制と称する制度が実施されている現状がありますが、これは労働基準法に規定をされたものではなく、職員の申請に基づいて、「正規の勤務時間を割り振る制度」であると理解しております。

これについては、一般職員の勤務時間・休暇等に関する法律がありますが、この中の第6条第3項に当たるものと解釈をしております。

もう一点目ですが、昼休み窓口の入口に4項目明示をさせていただいております。

まず、戸籍謄本・抄本、住民票(写)、印鑑登録証明書、住民係関係諸証明、これにつきまして、これ以外は出来ませんということで、明示をさせて頂いておりますが、現在窓口業務は、住民係の職員が当番制で昼休み対応しております。この職員が対応できる基本項目を明示させて頂いているのが現状であります。

これ以外についても、ご質問にありました必要に応じまして、昼休み中においても、事務室に残っている職員がいる限り、国保の資格の異動や福祉医療や出生に伴う新規の取得、老人医療の高額医療申請、また障害者手帳の交付でありますとか、介護保険証の発行、他の課においても税に関すること、観光等のパンフレットの観光案内等、はば広く対応をさせて頂いております。

また、夕方の勤務時間外においても、担当職員がいる限り、対応をさせて頂いているの

が現状でございます。

議 長（傳田創司君） 2番阿部賢一君。

2 番（阿部賢一君） 次に、住民サービスを提供する側の役場職員のトップであります総務課長にお尋ねいたします。

住民サービスの立場から見た日本国憲法第3章「国民の権利と義務」についてであります。ですから、私も住民サービスというのは、町民の義務を果たしている人に対しての住民サービスということで、いろいろ滞納問題等ありますので、そういう意味でございます。

要するに「第15条で、総ての公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」、また、地方公務員法でも、「総ての職員は、全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行にあつては全力を上げてこれに専念しなければならない」という、憲法と公務員法で3回奉仕者という言葉が出てきます。

職員のトップとして、「奉仕者」ということをどのように解釈しているのか、お聞かせ下さい。

議 長（傳田創司君） 総務課長榎渕哲夫君。

（総務課長 榎渕哲夫君登壇）

総務課長（榎渕哲夫君） 非常に難しい問題で、公務員は一部の奉仕者でなく、全体の奉仕者ということで義務づけられているのですが、また行政については、国民・町民である以上、何らかの義務で手続きに来なければいけないという業務も持っております。

職員もいろいろな職場を経験して、配置転換等をする中で、はば広く業務を覚えることがまず必要ではないかと思っております。

担当に言わなければ分からないというのではなく、役場業務、総てが分かるようになるためにも、多くの職場を経験してもらいたいということで、人事異動も行われるわけでありましてけれども、非常に一部の奉仕か、全体の奉仕者かというのは難しいと思うのですが、とかく評価される上では、一部の意見で評価される部分が多いのですが、我々職員、全体で動きたいという部分は持っているのですけれども、非常にその辺の判断は難しいと思っておりますので、極力、住民の意向に添うように努力したいと思っております。以上です。

議 長（傳田創司君） 2番阿部賢一君。

2 番（阿部賢一君） そうですね、やはり奉仕というのは尽くすことだというふうに思っております。

ぜひとも構造改善室が出来たなかで、そういう窓口業務の延長についてもやはり協議事項の中に入れてもらい、しっかり検討していただきたいと思っております。

それから職員の方も、総務課長が言われていましたように、一つだけでなくある程度、広い範囲で、総て町民に伝えられるような、そんな職員を育て上げるのもこれからは大切なことではないかと思っております。

ぜひとも前向きにしっかりと取り組んでいただくように、ここに強く要望して、一般質問を終わります。

議 長（傳田創司君） これにて、2番阿部賢一君の質問を終わります。

議 長（傳田創司君） 以上をもちまして、予定しておりました本日分の一般質問を終わります。

散 会

議長（傳田創司君） 明日は、午前10時から引き続き、一般質問を再開いたします。
本日は、これにて散会いたします。大変にご苦労さまでした。

（ 15時32分 散会 ）